

(仮称)調布市男女共同参画推進プラン(第5次)素案に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和3年12月20日(月)～令和4年1月21日(金)
- (2) 周知方法 令和3年12月20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 男女共同参画推進課(市民プラザあくろす3階), 公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, みんなの広場(たづくり11階)
市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 各図書館・公民館・地域福祉センター(下石原, 深大寺及び染地を除く。),
教育会館及び総合福祉センター
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメールで市役所男女共同参画推進課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 1件(1人)
＜提出意見の内訳＞
第3章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

項目	No	御意見の概要	市の考え方
<p>第3章 施策の展開 基本目標1 人権の尊重と多様性を認め合う社会づくり 施策の方向2 あらゆる暴力の根絶（受動喫煙防止関連）</p>	1	<p>夫の喫煙による、妻（および子ども）の受動喫煙に関する相談を受けることが多いです。 妻の健康を害するだけでなく、喫煙をやめず、却って暴力的な言動で受動喫煙を避けたい妻の意向を踏みにじっている事例が多々あります。 DVや、児童虐待には、必ず喫煙がつきものですが、喫煙がDVや児童虐待を引き起こしているケースも多々あるようです。</p> <p>こうした悲劇をなくしていくためにも、医師会やちょうふタバコ対策ネットワークと連携したタバコの害に関するこれまで以上の啓発、夫や妻の積極的な禁煙支援、家庭内の受動喫煙防止に関する啓発（調布市受動喫煙防止条例以上の取り組み）が必要と考えます。</p>	<p>配偶者等からの暴力（DV）は、身体的暴力や精神的暴力など様々な形態があり、男女がお互いの人権を尊重する男女共同参画社会を形成していくうえで、根絶すべき重大な人権課題です。とりわけ、コロナ禍においては、生活不安・ストレスなどに起因し、DVの増加、深刻化が顕在化しています。こうした状況を踏まえ、調布市男女共同参画推進プラン（第5次）では、DV防止に向けた各種啓発や相談ケースに応じたきめ細かな支援など、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを推進していくこととしています。</p> <p>御意見の受動喫煙については、すべての市民の健康を守る観点から重要な課題であると認識しています。そのため、引き続き、関係団体と連携のうえ、調布市受動喫煙防止条例や健康づくりプランに基づき、喫煙による身体への悪影響等に関する啓発及び教育に取り組んで参ります。</p>

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。